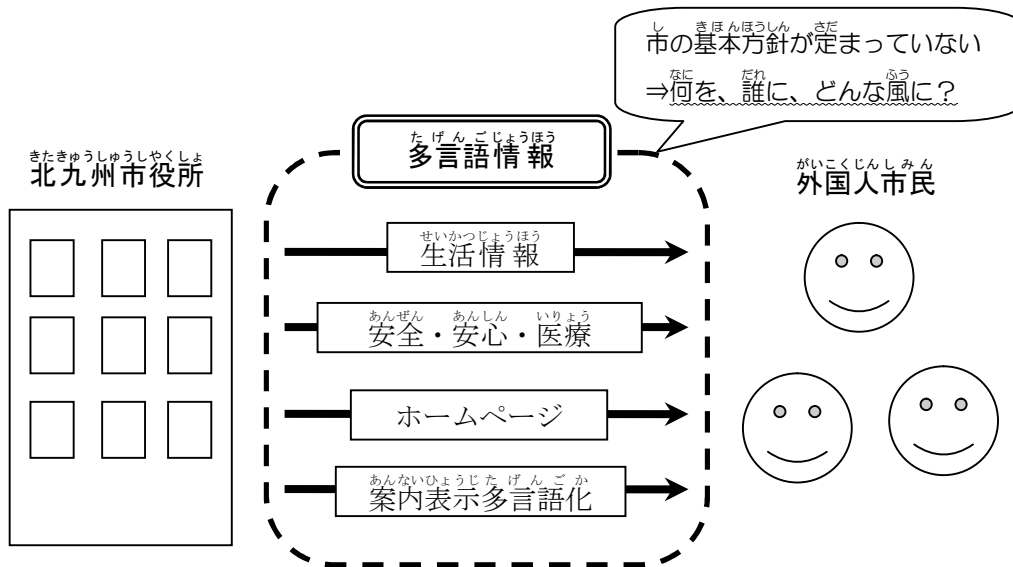


外国人市民向けの広報について

1 概要

外国人市民が安心して暮らすことができるまちづくりの推進にあたっては、外国人市民が、「安全・安心に関する情報」や「行政サービスに含まれる情報」を容易に入手できるような環境を整備する必要がある。

多言語や振り仮名表記、やさしい日本語などによる外国人市民に配慮した行政情報を充実していくため、広報内容の優先度などを定めた、「外国人市民向けの広報に関する基本方針」の策定が必要である。



2 指針に掲げる項目

(1) 多言語化する内容

(例) 緊急情報、生活・相談情報（住民登録や入管法関係、ゴミだし、国際交流協会の業務案内など）、保健福祉情報、外国人市民の利用の多い施設情報、イベント情報

*他自治体における多言語情報の優先順位（別紙参照）

(2) 対象者

外国人市民・外国人来訪者

(3) 表記の方法

多言語表記をする場合、現在は、主に英語、中国語、韓国語で表記している。

また、この他の言語への配慮として、「ひらがなルビ」や「やさしい日本語（平易な表現）」を活用している。

*本市における外国人の在住状況（別紙参照）

(4) 広報手段

ホームページ、印刷物 など

(5) 市の役割

各所属、国際政策課で取り組むべきことを明記。